

「地域建設業経営強化融資制度について」の改正について

1 改正内容

地域建設業経営強化融資制度について、令和3年3月26日付け国土交通省不動産・建設経済局長通知により、当該制度の適用期間の終期を「平成33年3月31日」から「令和8年3月31日」に改正する。また、今回の改正に合わせて軽微な修正を行う。

2 施行日

この通達は、令和5年3月9日から適用する。